



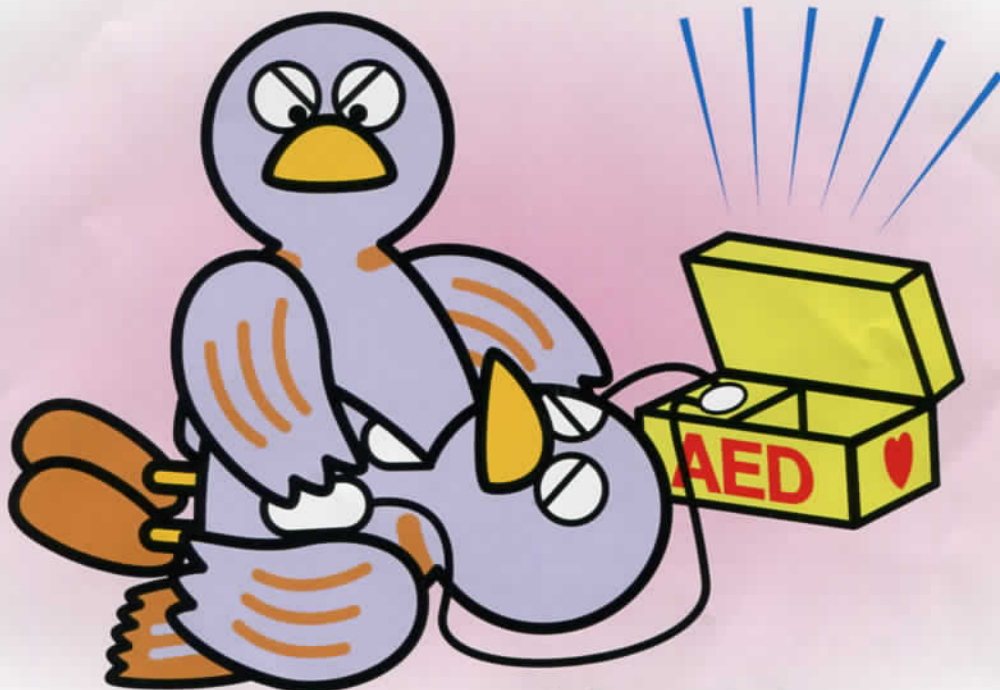
(自動体外式除細動器)

AED

Automated External Defibrillator

あなたにも簡単に 使えます

～AEDまるわかりガイド～



埼玉県のマスコット「コバトン」

彩の国  埼玉県



AEDは、突然、心臓が
けいれん（心室細動）を
おこし心肺停止になった場合
に、心臓に電気ショックを与え
て正常に戻す医療機器です。

AED を使って生存率アップ!



AHA心臓蘇生救急心血管治療のための国際ガイドライン2000から引用

駅ホームで

60代男性が倒れ、居合わせた市民が心肺蘇生を行い、駅職員がAEDを使用したところ、意識が回復。

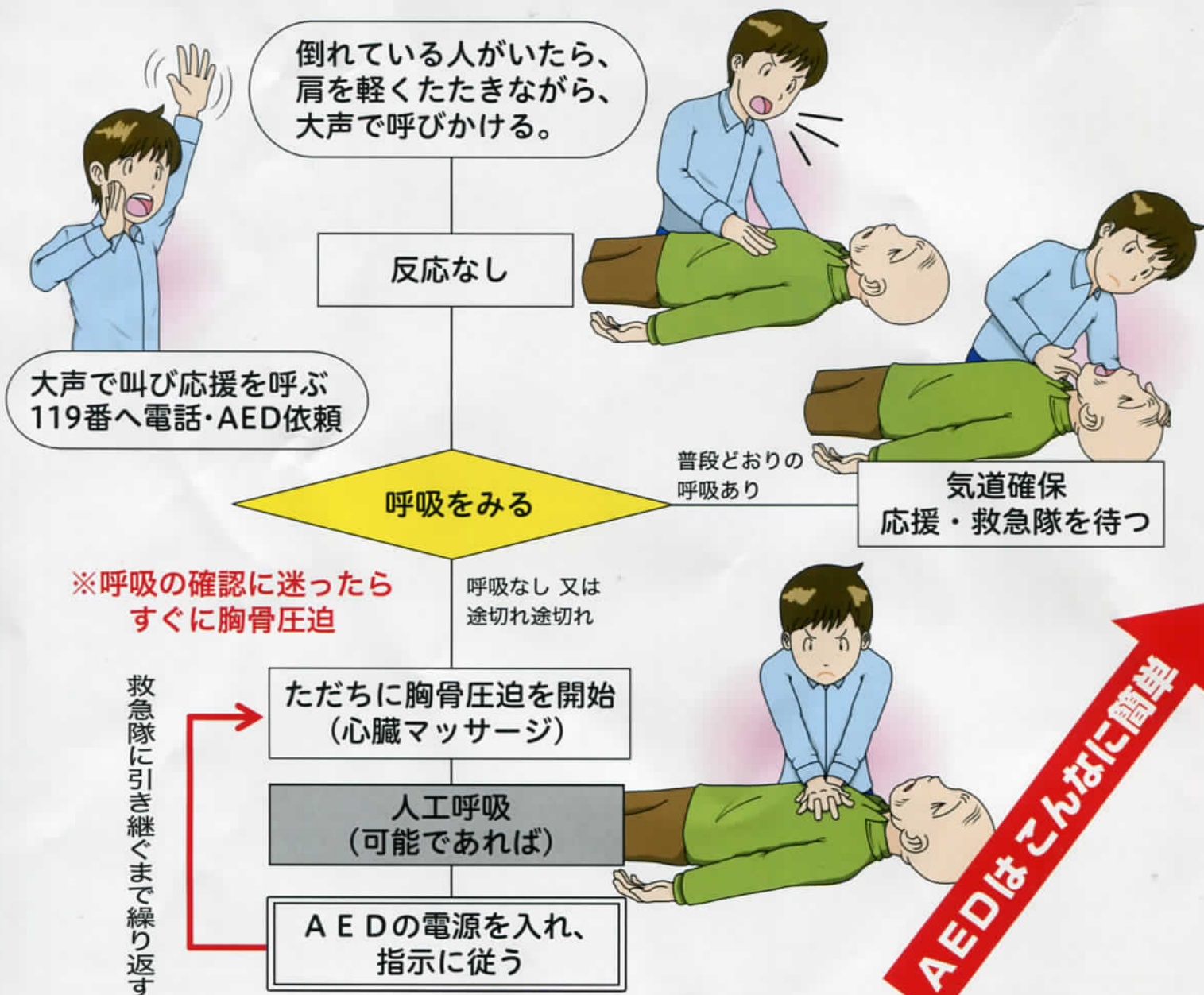
市役所窓口で

60代男性が倒れ、居合わせた市民と市職員が心肺蘇生を行い、AEDを使用したところ、呼吸と脈が回復。

小学校プールで

女子児童が倒れ、担任教諭が心肺蘇生を行い、AEDを使用したところ、意識が回復。

こんな時には AED



「音声ガイド」と「自動診断」が あなたをサポート



AEDは電源を入れると **音声**で 操作方法を案内してくれます。



電気ショックの要・不要は、AEDが **自動的に診断**します。
そのため、誤ってショックを与える心配はありません。

① 電源を入れる



機種により、「ボタンを押すタイプ」や「フタを開けると自動的に電源が入るタイプ」があります。

② 除細動パッドを 胸に貼る



音声ガイドに従い、衣服を広げ、図のように貼ります。

(※胸が濡れていると、パッドを貼れない場合があります。あらかじめタオル等で拭いてください。)

③ 電気ショック



AEDが自動的に診断します。音声ガイドに従い、電気ショックが必要な場合は、ボタンを押してください。

講習を受けて さらに安心♪

救命の現場に居合わせたとき、あわてずに対処できるよう**救命講習会を繰り返し受講**しましょう。県内の消防本部等が実施する救命講習会の日程を業務課のホームページで確認できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/aed>

一口メモ

AEDを含めた救命処置を 一般市民が行うことに関する法的解釈

- 平成16年7月から、一般市民がAEDを使用できるようになりました。(医師法第17条関係)
- 一般市民が救命処置を行った場合、損害賠償責任などは悪意又は重大な過失がなければ**問われない**と解釈されています。(民法第698条、刑法第37条関係)

AEDは身近にあります

主な設置場所

駅、学校、ショッピングセンター、スポーツ施設、公共施設など

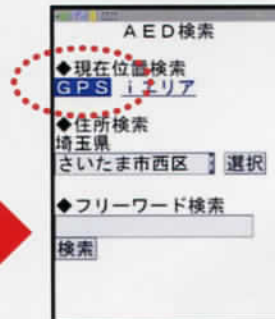


県や一部の市町村は、マラソン大会や地域のイベント等にAEDを貸し出しています。



県内の設置場所を携帯でカンタン検索

普段からAEDの設置場所を確認しておきいざというときに備えましょう。



AEDを設置されている皆様へ

1 届出に御協力ください。

埼玉県はAED設置届出制度を設け、AEDの設置場所の把握に努めています。AEDを設置した場合は、届出に御協力ください。【届出先】埼玉県保健医療部業務課

2 保守管理を実施してください。

除細動パッドやバッテリーには、使用期限や寿命があります。緊急時にAEDを正常に使用できるよう、日常点検等を実施してください。



①インジケータの確認

本体の作動状況を示すインジケータの表示を確認・記録する。

②除細動パッドやバッテリーの交換

消耗品の交換時期を表示ラベルで把握し、交換する。

お問い合わせ 埼玉県保健医療部業務課 048-830-3640 (直通)

埼玉県 AED

検索